

行政手続法第6条の規定による中部近畿産業保安監督部長の処分に係る標準処理期間

H24.9.19

電気工事業の業務の適正化に関する法律
(昭和四十五年法律第九十六号)

標準処理期間

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第1項に基づく電気工事業の登録	10日	10日
電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第3項に基づく電気工事業の登録の更新	10日	10日
電気工事業の業務の適正化に関する法律第10条第2項に基づく登録電気事業者の登録証の訂正	1週	1週
電気工事業の業務の適正化に関する法律第12条に基づく登録電気事業者の登録証の再交付	1週	1週
電気工事業の業務の適正化に関する法律第16条に基づく登録電気事業者の登録簿の謄本の交付	1週	1週